

一からわかる再配置



公共施設の再配置に関連する基本的な情報をお知らせします。

臨時財政対策債

過去にも何度か取り上げましたが、今、日本中の自治体で「臨時財政対策債」という特別な借金が行われています。これは、「地方交付税」の不足を補うために、平成13年度に制度化されたものですが、この借金がなければ、現行の行政サービスの水準が維持できなくなっています。今号では、その仕組みについて解説するとともに、今、何が起きているのかを紐解きます。

いつの間にか…

まず、「地方交付税」についてですが、総務省のHPでは『本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格をもっています。地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額とされています。』とあります。

つまり、豊かな自治体に住んでも、そうでない自治体に住んでも、標準的な行政サービスを受けることができるようにするための仕組みであり、「財政力指数」が1未満の

自治体に交付されます。この「財政力指数」は、上の図に示すとおり、「基準財政需要額¹」と「基準財政収入額²」から求められます。すなわち、「地方交付税」は、この二つの金額の差を埋めるものとなります。

しかし、景気の低迷が長引いて地方の税収も厳しさを増し、「基準財政収入額」が下がりました。本来であれば、下図のように「地方交付税」の額は増額

されるはずですが、しかし、「地方交付税」の財源は前述のとおりであり、地方税収が減るような状況では、当然、地方交付税の財源に充てる税収も減り、今までどおりの方法で計

基準財政需要額: 100

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額} = 0.85$$

基準財政収入額: 85	15
-------------	----

↑
地方交付税

基準財政需要額: 100

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額} = 0.80$$

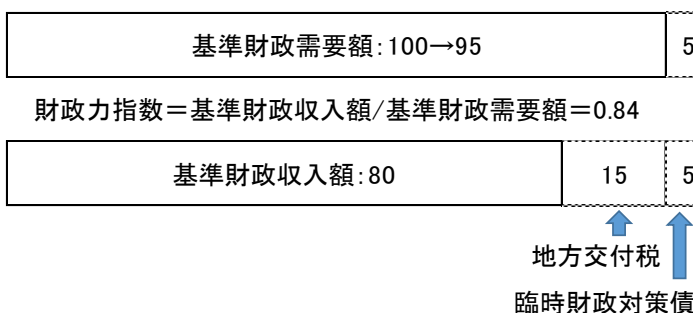
基準財政収入額: 80	20
-------------	----

↑
地方交付税

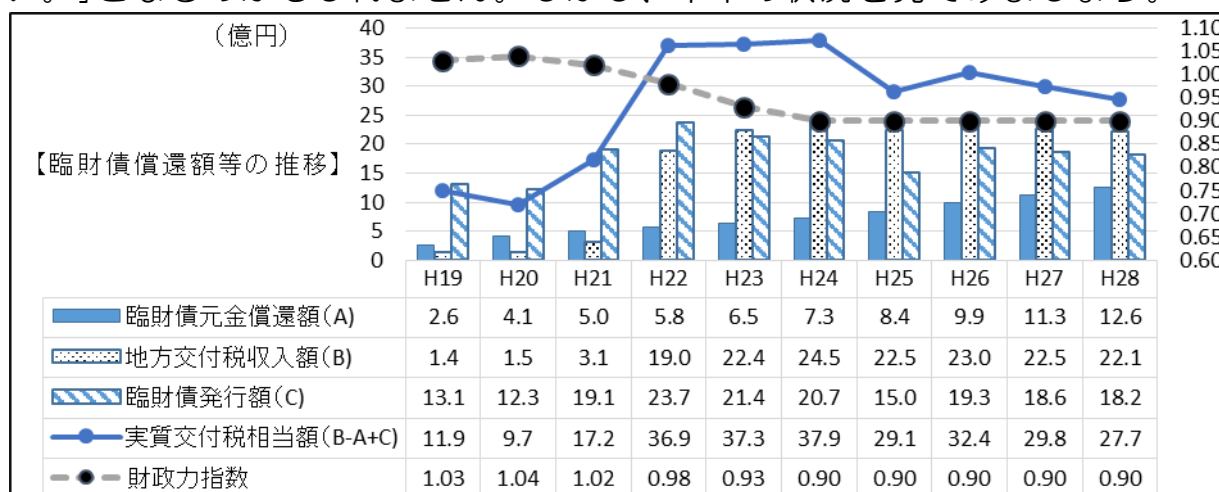
¹ 単位費用(法定)×測定単位(国調人口等)×補正係数(寒冷補正等)で計算される。測定単位には、人口のほか、道路延長、児童・生徒数、高齢者人口などがある。

² 市町村民税、固定資産税などの収入見込額×基準税率(75%)で計算される。

算した額を交付できなくなりま
す。そして生まれたのが、「臨時
財政対策債」の制度です。右図の
ように、「基準財政需要額」を圧
縮して、地方交付税の額を抑制
します。しかしこれでは、本来の
「基準財政需要額」を自治体が賄
えなくなるので、その圧縮分を「臨時財政対策債」で補えるようにしました。



そして、この「臨時財政対策債」の元利償還金は、後年度の「基準財政需要額」に含めることができます。すなわち、「地方交付税」として元利償還金が交付されるということになります。これであれば、「次世代からの税収に頼るのは心苦しいが、将来、市の財政に負担はかからないので、いた仕方がない。」となるのかもしれませんが、しかし、本市の状況を見てみましょう。



このグラフは、平成 19 年度から 28 年度にかけての本市の「臨時財政対策債」に関連するデータをまとめたものです。本市は、平成 22 年度から「財政力指数」が 1 を切り、地方交付税が本格的に交付されるようになりました。また、「臨時財政対策債」も毎年 10~20 億円程度発行されています。したがって、その償還額も毎年増え続けていることがわかります。でも、これは「地方交付税」で賄われることになっているので、大丈夫といえるでしょうか。財政力指数を見ると平成 24 年度から 0.90 のままです。したがって、地方交付税の額もほぼ同額で、償還額と同じように増えていないことがわかります。

その年度の「地方交付税」の額から「臨時財政対策債」の償還額を差し引き、そこに新たに発行する「臨時財政対策債」の額を加えたものが、本市の自由に使えるお金の一部となります。この額を計算すると、平成 24 年度の約 38 億円をピークに、いつの間にか約 28 億円にまで下がっています。この間、本市の税収も下がり続け、「基準財政収入額」は増えていないはずですが、複雑な計算により決定する「地方交付税」、正当な理由がどこかにあるのかもしれませんが、しかし、本市が自由に使えるお金が減り続けていることは事実です。制度開始から 17 年、もはや臨時とは言えない「臨時財政対策債」、このまま頼り続けることはできるのでしょうか。また、それでよいのでしょうか…

